

## 第516回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年4月18日（火）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 いかつり漁業について（委員会指示）

第2号議案 かじき釣り（トローリング）大会の実施計画について（協議）

第3号議案 ひき縄釣り（トローリング）による水産動物の採捕について（海面利用協議会への諮問）

第4号議案 令和5年度事業計画（案）について（協議）

6 報告事項

（1）太平洋広域漁業調整委員会の結果について

7 その他

8 閉 会

指 示 (案)

( 茨城海区漁業調整委員会 )

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和5年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会 長 高 濱 芳 明

(操業の承認)

- 1 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1)前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
  - (2)委員会が特に認めた者

(県外船の承認定数)

- 3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は22隻とする。

(制限又は条件)

- 4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。
  - (1)操業の禁止区域  
最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。
  - (2)電気設備  
集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。
  - (3)承認証備え付け等  
この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書とその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和6年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

- 6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

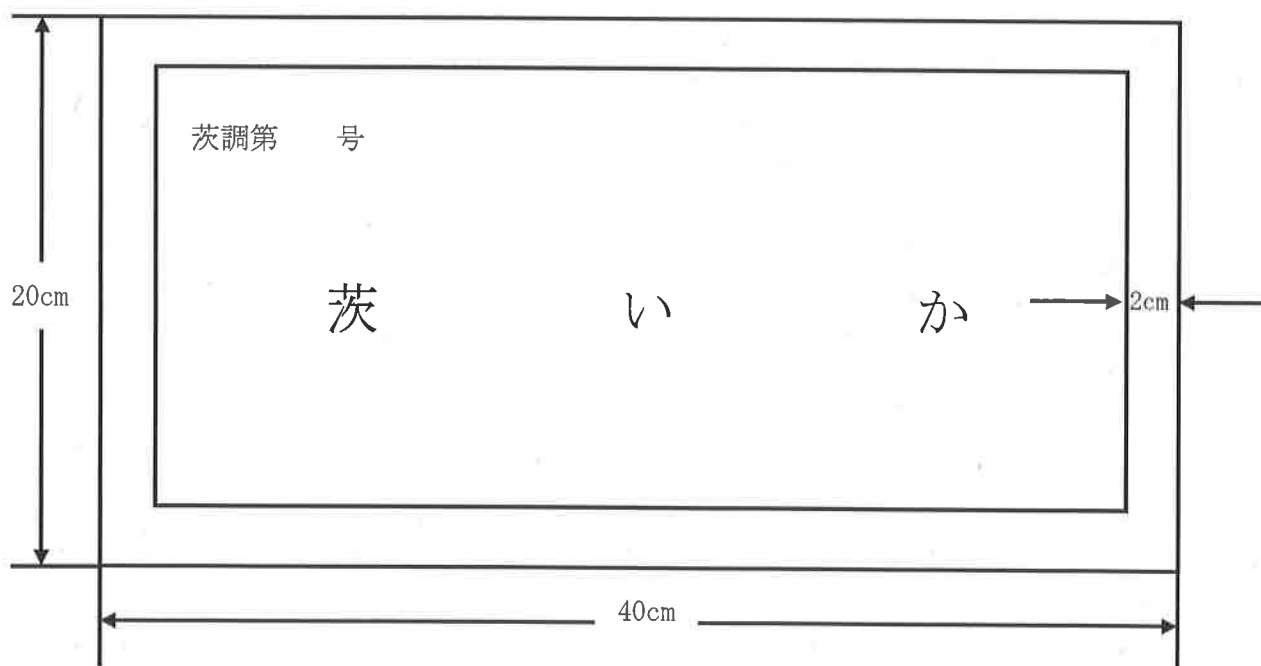
(指示の有効期間)

- 7 この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

(取扱の細目)

- 8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

## いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和5年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

### (申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

#### (1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）

(3)前年の水揚げ実績を証する書面（6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

### (承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和5年8月31日までとする。

### (承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

### (承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

### (漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第5に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

様式第1号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ⑩

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

いか釣り漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申請者		船名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住所	氏名又は名称		申請理由書	漁船原簿謄本	水揚実績を証する書面

様式第3号

茨調第 号	
い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及び馬力数	
承認有効期間	
制限又は条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。</li> <li>2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。</li> <li>3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。</li> </ol>
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会 長 高 濱 芳 明	

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ⑩  
(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証(承認番号 )の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由



様式第5号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名	総トン数	登録番号	操業期間	月 日から
				月 日まで

操 業 状 況

月	操 業 日 数	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額	備 考
			い か	そ の 他	計		
	日		kg	kg	kg	千円	

注1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

## いか釣り漁業承認取扱方針

(趣 旨)

第1 茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う他県船によるいか釣り漁業の承認の取扱いについては、委員会指示によるほか、この方針の定めるところによる。

(各県の承認枠)

第2 各県毎の承認限度数は、過去3カ年の操業隻数の最多数以内とする。ただし、次の各号に掲げる事項を考慮し委員会指示の3に定める定数内において増減することができる。

- 1 各県の過去3カ年の承認数
- 2 当該県への本県船入会数
- 3 今後の本県船入会の可能性

付 則

- 1 この取扱方針は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この取扱方針は、平成元年5月23日から施行する。
- 3 この取扱方針は、平成2年7月12日から施行する。
- 4 この取扱方針は、平成8年5月8日から施行する。
- 5 この取扱方針は、平成9年5月9日から施行する。
- 6 この取扱方針は、平成11年5月7日から施行する。
- 7 この取扱方針は、平成15年5月20日から施行する。
- 8 この取扱方針は、平成20年4月10日から施行する。

いか釣り漁業承認の推移と令和5年度承認枠について

単位：隻

		H		R						令和5年度 承認枠(案)	令和4年度 本県船の他県 への入会数	(参考) 他県への 入会制度
		23	24 ~27	28	29	30	元	2	3			
宮城	承認枠	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	知事許可制 (枠なし)
	承認数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	承認枠	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	委員会承認 (枠20)
	承認数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉	承認枠	10	10	10	10	10	10	10	10	10	2	知事許可制 (枠なし)
	承認数	4	4	4	4	4	2	2	1	1	0	
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	※	0	
県外船計	承認枠	32	32	32	32	32	32	32	32	32	22	-
	承認数	5	4	4	4	4	2	2	1	1	6	
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	※	0	
県内船	承認数	10	10	9	8	8	8	8	8	0	0	枠制限無し
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	承認数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
県内船計	承認数	14	14	13	12	12	12	12	12	12	4	枠制限無し
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	承認数	19	18	17	16	16	14	14	14	5	6	
合計	承認数	19	18	17	16	16	14	14	14	5	6	-
	実績数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	承認数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※ 実績報告書の提出期限が令和5年6月末のため未確定

## 令和5年度のかじき釣り（トローリング）大会実施計画（案）について

### 1 大会主催者

大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

茨城県（事務局）、大洗町、大洗町商工会、一般社団法人大洗観光協会、  
いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク、  
株式会社茨城ポートオーソリティ大洗支社  
※陸上イベントをひたちなか市にも拡大予定であり、実行委員会名称  
や構成員に変更が生じる可能性あり（現在、調整中）

### 2 大会名称・日程

(1) 大洗カジキ BIG-1 カーニバル 2023

・令和5年7月から9月までの土曜日・日曜日・祝日（延べ30日予定）

(2) OARAI International Billfish Tournament 2023

（大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント 2023）

・令和5年8月18日（金）、8月19日（土）、8月20日（日）

※2/6～2/22 に沿海地区漁連・10 漁協に「3日間開催」について説明

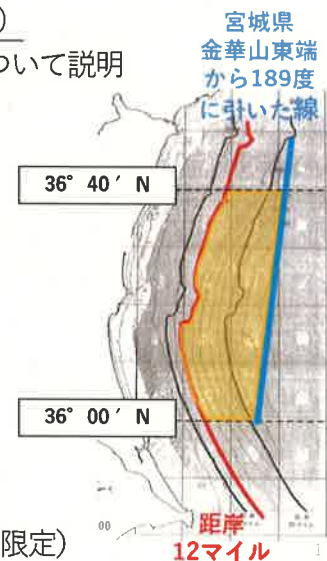
### 3 大会海域

東端：船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン  
（宮城県金華山東端から189度に引いたライン）

西端：距岸12マイルのライン

南端：36° 00' N

北端：36° 40' N



### 4 大会根拠地

茨城県大洗マリーナ

（大洗マリーナ以外に係留する船も参加。ただし、係留先は県内に限定）

### 5 対象魚種

カジキ類のみ（他の魚種は全てリリース）

### 6 参加隻数

50 隻程度（昨年度実績 BIG-1 カーニバル：30 隻、ビルフィッシュトーナメント：34 隻）

### 7 外国人参加

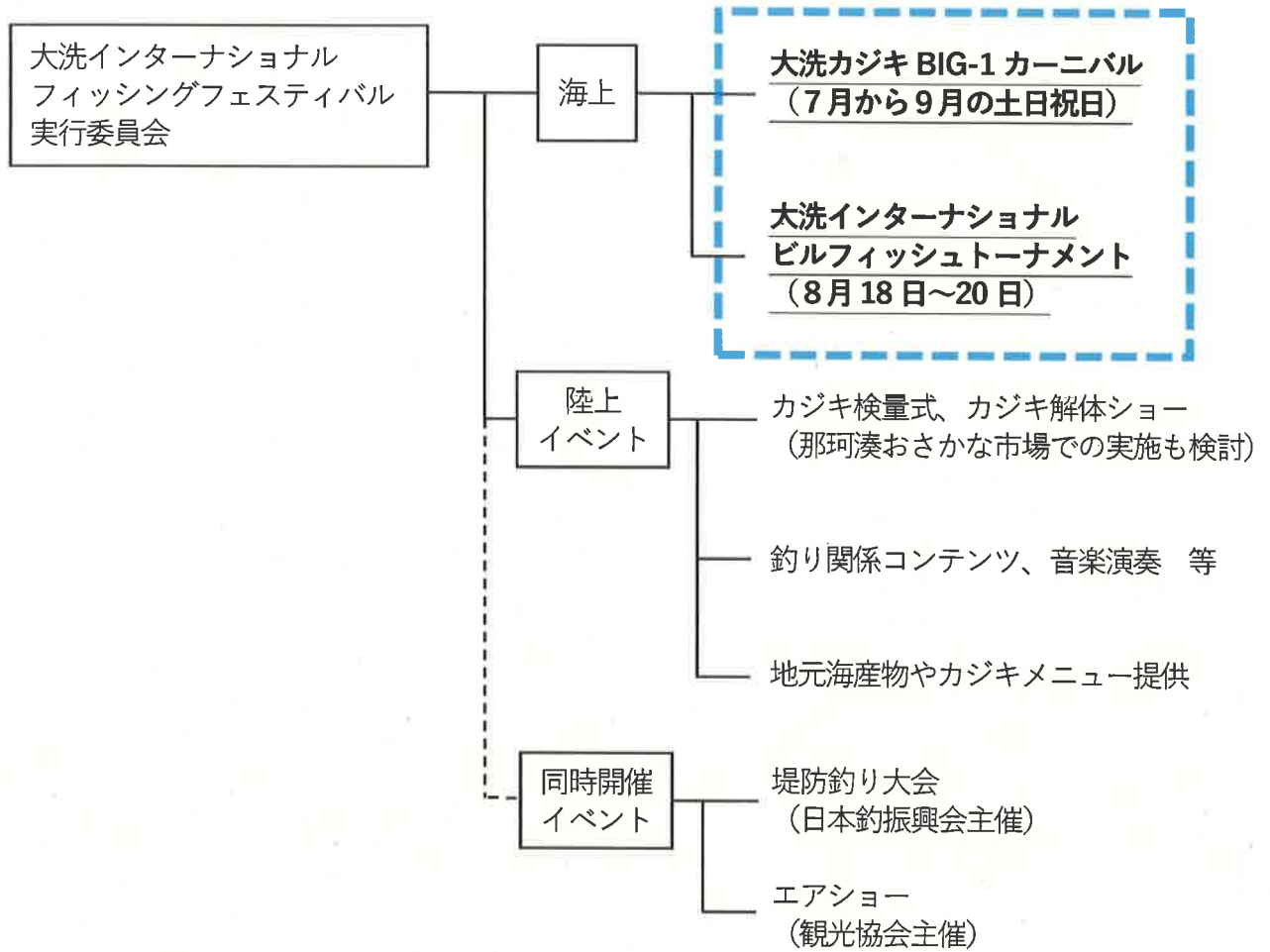
「OARAI International Billfish Tournament 2023」のみ外国人が  
数名参加予定（日本人船長が操縦する日本籍船舶に乗船）

（大会標識旗）



60cm × 60cm

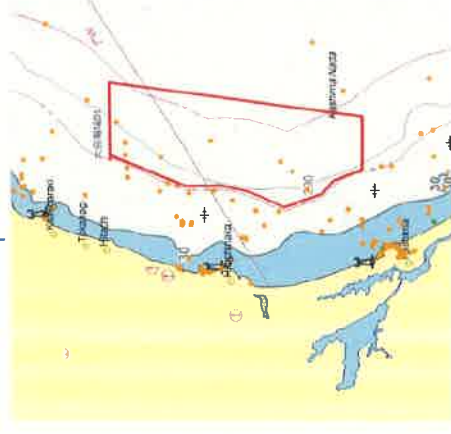
8 イベント全体のイメージ



## 安全な大会運営のための取組

### <大会監視>

- ▶ 大会参加艇にAIS (ClassB以上) の設置を義務化
- ▶ 7月～9月の大会開催日 (土・日・祝日) において、県が参加艇を監視  
⇒ より信頼度の高い有料サービスで実施予定  
Shipfinder
- ▶ 大洗マリーナの協力を得て、無線による注意喚起を実施  
⇒ 大会海域を逸脱しそうな船への注意喚起等



### <大会関係の洋上トラブル通報窓口>

- ▶ 大会開催日において、AIS監視担当者等 (2名体制) が専用携帯電話を所持

### <参加者に対する周知>

- ▶ キャプテン会議等において、特に注意が必要な漁法について図を使って周知  
⇒ 底曳網、沖合かご、ヒラメ曳き釣り (大洗付近)
- ▶ その他、注意すべき情報が入り次第、参加者に速やかに周知  
⇒ カツオの漁場形成状況、くろまぐろ採捕禁止期間中の大会ルール適用 等

### <くろまぐろ (大型魚) 採捕禁止期間中の大会ルール>

- ▶ BIG-1カーニバルは大会期間が長期にわたるため、採捕禁止期間においては、カジキ釣りに出航できる日数を、大会の承認日数の半分以上とする。

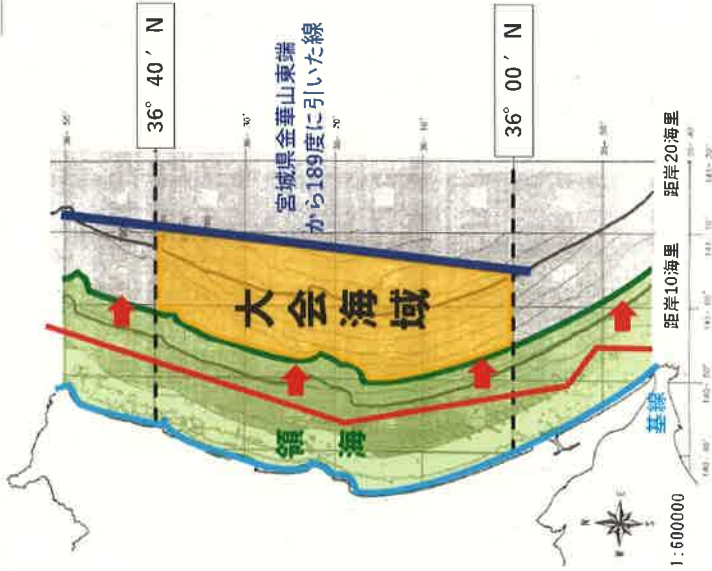
# そこびきあみ 底曳網漁業

## 操業する期間

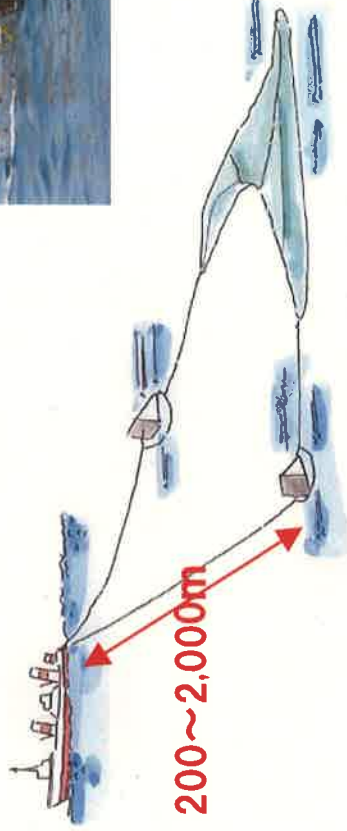
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

獲る魚 ヒラメ、カレイ類、イカ類、アンコウ、タコ など

## 操業する区域



## 操業の様子



## 特徴

- ・ 海底にいる魚などを獲る漁法
- ・ 船から長く伸ばしたワイヤーロープで網をひく
- ・ ワイヤーにはテンションがかかっている
- ・ 速度2~4ノットで水深に沿って南北にひく
- ・ 網をひいている間は、方向転換ができない



# おきあい 沖合かご漁業

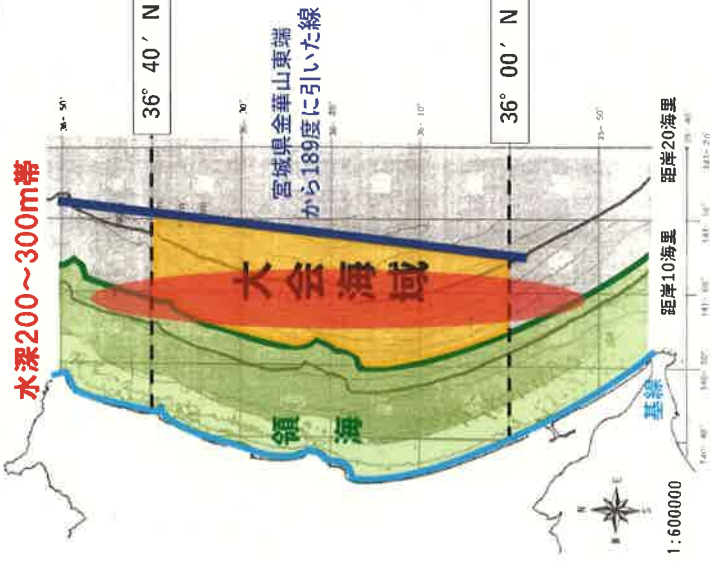
操業する期間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
							○	○				

獲る生物

つづ貝 (シライトマキバイ)

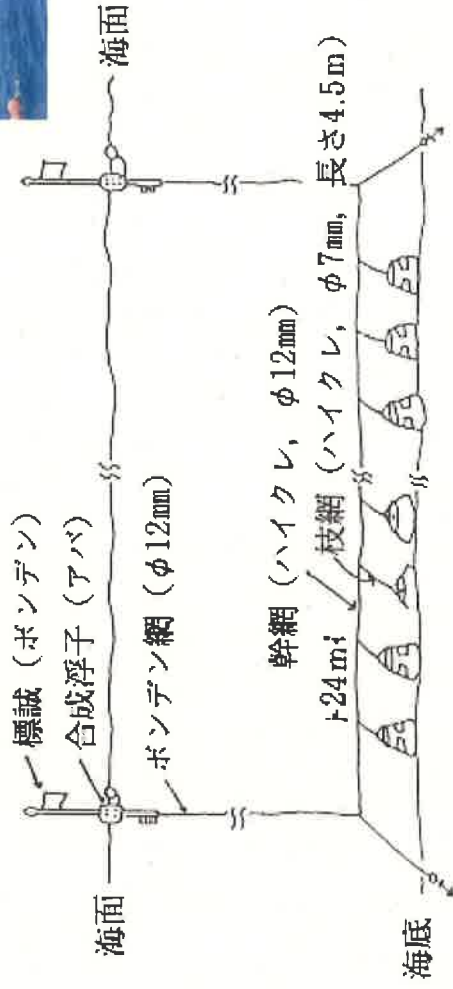
操業する区域



海上のボンデン



操業の様子



特徴

- ・ 海底にいる「つづ貝」を獲る漁法
- ・ 標識 (ボンデン) の間に綱を張り、海底にカゴを設置する
- ・ 一晚設置するため、周囲に船泊がない

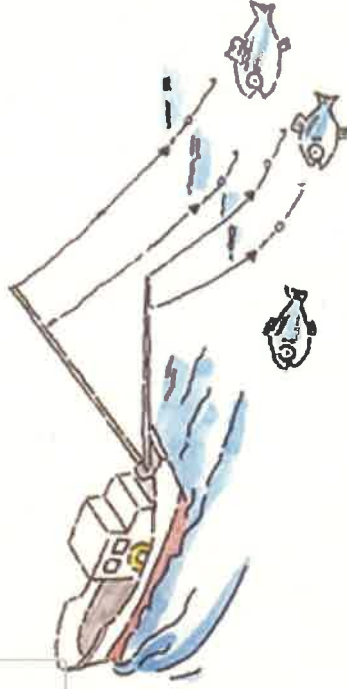
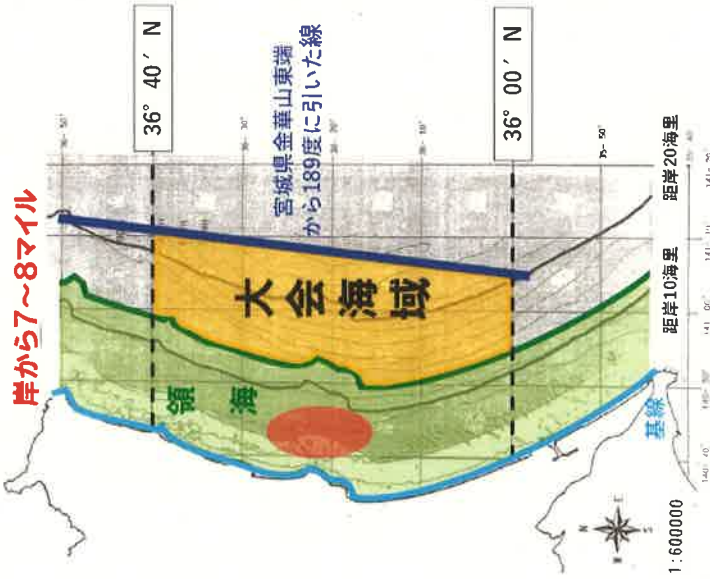
# ヒラメ曳き釣り漁業

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

操業する期間

獲る生物 ヒラメ

操業する区域



操業の様子

特徴

- ・ 海底にいるヒラメを釣る漁法
- ・ 船から出した竿で、釣糸を曳きながら航行する
- ・ 1~2トンの小型船による操業、高齢者による操業が多い
- ・ 波に弱く、周囲を航行する船は押し波の発生に注意が必要

## 農林水産省令による「外国人の遊漁のトロリング解除」に関する告示改正

農林水産省令及び告示で「外国人の遊漁のトロリング（日本船籍・日本人船長の船に乗る場合に限る）」が可能な期間

（7月1日から9月30日までの土日祝日 → 「7月1日から9月30日まで」に改正予定）

茨城海区漁業調整委員会指示で「期間」を限定 → イベントの場合の遊漁のトロリングは青枠内に限定

【改正前】

令和5年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和5年8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和5年9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

【改正後】

令和5年7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和5年8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和5年9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

告示改正により、茨城県海面において外国人がトロリングを行える期間は、7月から9月末までに拡大されるが、漁業調整委員会指示により（イベントの場合に）承認を受けられる日が限定されるため、イベント開催日以外の日に外国人がトロリングを行うことはできない。

⇒青枠内で、大会主催者がカジキ釣り大会（外国人参加を含む）の開催計画を申請し、漁業調整委員会に承認されることで開催可能となる。

○農林水産省告示第 号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第一条の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千百九十八号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の海域及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

<p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>	<p>海域 北緯三十六度四十分の線、宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線、北緯三十六度の線及び陸岸に囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）</p> <p>期間 七月一日から九月三十日まで</p>	<p>次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）</p> <p>イ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度四十六分の点</p> <p>ロ 北緯三十四度四十五分東経百三十八度三十五分の点</p> <p>ハ 北緯三十四度二十分東経百三十八度三十五分の点</p> <p>ニ 北緯三十四度十分東経百三十八度四十五分の点</p> <p>ホ 北緯三十四度十分東経百三十八度五十五分の点</p> <p>ヘ 北緯三十四度二十七分東経百三十九度十四分の点</p> <p>ト 北緯三十四度三十二分東経百三十九度十三分の点</p> <p>チ 北緯三十四度三十四分東経百三十九度十五分の点</p> <p>リ 北緯三十四度三十四分東</p> <p>七月一日から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、木曜日、金曜日及び土曜日</p>
---	--	---

改正前

<p>排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。</p>	<p>海域 北緯三十六度四十分の線、宮城県金華山東端から百八十九度に引いた線、北緯三十六度の線及び陸岸に囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）</p> <p>期間 七月一日から九月三十日までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
---	--	-------------------------

経百三十九度二十分の点  
又 北緯三十四度四十分東経  
百三十九度二十分の点  
ル 北緯三十四度四十分東経  
百三十八度五十八分四十秒  
の点

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

( 案 )

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）  
第 120 条第 1 項の規定に基づき、ひき縄釣による水産動物の採捕制  
限に関する委員会指示を発動したいので、平成 14 年 12 月 12 日  
付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 5 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高濱 芳明



---

指 示 (案)

---

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。）により水産動物を採捕する場合について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会  
会長 高 濱 芳 明

(採捕の制限)

- 1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

(承認の対象)

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等（以下「試験研究機関等」という。）
  - (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者（以下「イベント主催者」という。）

(承認の基準)

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。
  - (1) 試験研究機関等
    - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
    - イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。

(2) イベント主催者

- ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
- ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。
- エ イベントが茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。
- オ イベントの実施について根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。
- カ 日の出から日没までの間の採捕であること。
- キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、イベントが開催される市町村の後援があること。
- ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含まないこと。

(条件)

- 4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県海面漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

(エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。

(オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。

(カ) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。

(キ) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

エ 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。（但し8月18日はその限りでない。）

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

(取扱の細目)

6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

## ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の申請)

1 委員会指示の1の承認を受けようとする者は、試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）にあつては別記様式第1号に(1)に掲げる書類を、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という）にあつては別記様式第2号に(2)に掲げる書類を添えて、実施する日の15日前までに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

ア 試験研究等に関する計画書

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 用船の場合は、使用する船舶の使用権限を証する書面

エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

ア イベントの開催要領又は採捕計画書等

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。）。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。

ウ 使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し

エ イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面

オ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

カ 誓約書（別記様式第3号）

キ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗

ク その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第4号、イベントの場合は別記様式第5号）を申請者に

交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく、ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書(別記様式第6号)に承認証を添えて委員会に提出し、承認証の書換交付を受けること。

(承認証の再交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに、ひき縄釣採捕承認証再交付申請書(別記様式第7号)を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(承認証の返納)

- 6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、委員会に承認証を返納すること。

(実績の報告)

- 7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書(試験研究等の場合は別記様式第8号、イベントの場合は別記様式第9号)により行うものとする。

様式第1号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）印

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
  - (1) 船名
  - (2) 船舶番号
  - (3) 総トン数
  - (4) 馬力数
  - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者  
住所  
氏名

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊟

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船名	船舶登録番号	総トン数又は船舶の長さ	参加者氏名	住所

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

## 誓約書

元号 年 月 日に開催される（ イベント名 ）の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

（元号） 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

茨城海区漁業調整委員会会長

殿



様式第4号

茨調第 号 ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏名又は名称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。 2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。 3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。	
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第 5 号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
イ ベ ン ト 名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
<p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨城海区漁業調整委員会 会 長</p>	

様式第5号裏面

条 件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。

4 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。  
(但し8月18日はその限りでない。)

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。



様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊟

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

- 3 書換しようとする理由

様式第7号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊤

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 亡失（き損）の理由

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）<sup>㊤</sup>

ひき縄釣試験研究等採捕実績報告書

1 承認番号

2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

3 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放流の別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。





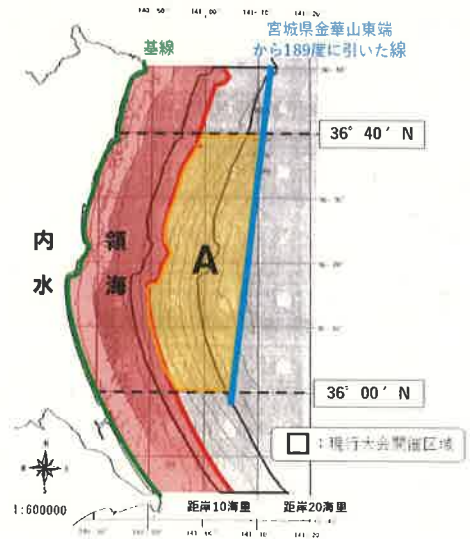
ひき縄釣による水産動物の採捕について

令和 5 年 4 月 18 日  
茨城県農林水産部漁政課

遊漁者等によるひき縄釣（トローリング）は、茨城県海面漁業調整規則（以下「調整規則」という。）の改正により、令和 4 年 6 月 1 日から、本県沖の一部海域（下記 A 海域）においてのみ解除された。あわせて、A 海域においては、ひき縄釣を承認制とする委員会指示を発動し、承認を受けた者のみがひき縄釣を行える制度を設け、茨城県海面における海面利用秩序の維持を担保している。

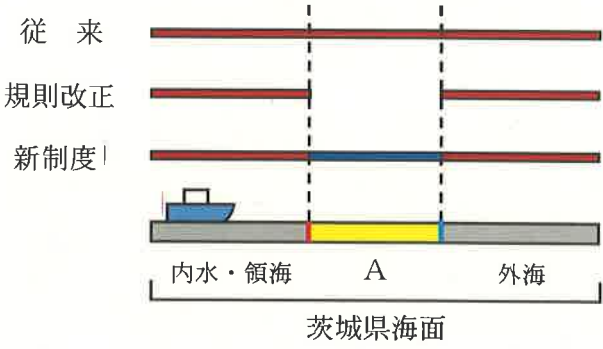
現行の指示においては、承認の対象は「試験研究機関等」又は「イベント主催者」である。なお、この指示は空白期間がないよう、恒常的に発動する必要があるため、現行指示の有効期間が 5 月 31 日までであるため、6 月 1 日からの新たな指示の発動を要請する。

1 調整規則の改正により遊漁者等のひき縄釣が解除された海域（A）



（北緯 36 度 00 分の線，宮城県金華山東端から 189 度に引いた線，北緯 36 度 40 分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。））

制限の岸-沖構図



調整規則（要特採） ■  
委員会指示（要承認） ■

ひき縄釣実施に必要な許可・承認

	遊漁者	試験・研究
Aのみ	委員会承認 (トローリング大会)	委員会承認
Aの外	不可	特採
A+外	不可	特採+委員会承認 (研究機関等の調査)

## 2 次期の委員会指示について

今年度のカジキトロリング大会計画が承認され、かつ国により「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則」に規定する外国人のひき縄釣を認める期間を示す告示が改正された場合に対応するため、また、令和4年度大会の結果をふまえた見直しが必要と判断された事項について、以下のとおり委員会指示及び承認取扱要領の一部変更をお願いしたい。

### (1) 承認に付す主な条件

- ・イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。【継続】
- ・イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。【継続】
- ・操業船の一から3マイル以内を航行しないこと。【継続】
- ・使用する船舶にAIS（船舶児童識別装置）を設置し、イベントにおいて航行している間常時稼働させること。【継続】
- ・カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。【継続】
- ・7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。  
（ただし8月18日はその限りでない。）【変更】

### (2) 申請に際し提出が必要な書類（イベントの場合）の追加

※ひき縄釣採捕承認取扱要領において規定

- ・イベントの開催要領又は採捕計画書等【継続】
- ・使用する船舶の証明書【継続】
- ・使用する船舶に設置された船舶自動識別装置（AIS）無線局免許状の写し【新規】
- ・イベント主催者において船舶自動識別装置（AIS）の信号を受信できる施設又は設備を有することを証明する書面【新規】

## 3 指示の有効期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

茨城海区漁業調整委員会令和5年度年間事業計画(案)

(注) ●…審議事項 □…報告事項 ◇…会議

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
茨城海区漁業調整委員会	<p>委員会指示・許可等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●いか釣り漁業について(委員会指示)</li> <li>●ひき縄釣による水産動物の採捕について(海面利用協議会への諮問)</li> <li>●かじき釣り(トローリング)大会の実施計画について(協議)</li> <li>●令和6年度事業計画について(協議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひき縄釣による水産動物の採捕について(委員会指示)</li> <li>●定置漁業権等の免許すべき者の判断基準について</li> <li>●いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて(協議)</li> </ul> <p>□機船船びき網漁業の漁況経過と今後のシラス漁の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なまこ漁業許可の有効期間の短縮について(諮問)</li> <li>●固定式さし網漁業の許可等に関する取扱方針の改正について(協議)</li> <li>●かじき釣り(トローリング)大会の承認について(協議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問)</li> <li>●あわび漁業等の特別採捕許可について(協議)</li> <li>●令和6年度に向けた全漁調連中央要望提案について(協議)</li> </ul> <p>□しらすの漁況経過と見通しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漁業権の免許について(諮問)</li> <li>●茨城県資源管理方針の改正について(諮問)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●千葉・茨城相互入会漁業の許可の有効期間の短縮について(諮問)</li> <li>●茨城県海面漁業調整規則の改正について(協議)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問)</li> <li>●ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(海面利用協議会への諮問)</li> <li>●河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問)</li> <li>●千葉・茨城相互入会漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問)</li> <li>●しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて(協議)</li> </ul> <p>□かじき釣り(トローリング)大会の結果について</p> <p>□ヒラメ資源の動向について</p> <p>□鹿島灘はまぐりの資源動向について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●はえ縄漁業について(委員会指示)</li> <li>●茨城県海面漁業調整規則の改正について(諮問)</li> </ul> <p>□漁業権にかかる資源管理状況等について</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示)</li> <li>●ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示)</li> <li>●河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示)</li> </ul> <p>□令和6年冬春季の沿岸漁漁況予報について</p>	
資源管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>●くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)</li> </ul>						<ul style="list-style-type: none"> <li>●まあじ・まいわしに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●くろまぐろ等に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)</li> </ul>	
会議参加	<p>□太平洋広域漁業調整委員会の結果について</p>			<p>□全漁調連総会の結果について</p>					<p>□全漁調連東日本ブロック会議の結果について</p>		<p>□太平洋広域漁業調整委員会の結果について</p>	
相互入会			<p>◇事務担当者会議</p>	<p>□千葉・茨城相互入会漁業について(担当者会議結果)</p>	<p>□千葉・茨城相互入会漁業について(再調整結果・方針説明)</p>		<p>◇小委員会</p> <p>◇千葉・茨城連合海区協議会</p>					
その他	<p>◇第5回茨城海区部会</p>	<p>◇通常総会(東京都)</p>	<p>◇事務局長会議(北海道)</p>				<p>◇東日本ブロック会議(静岡県)</p>	<p>◇事務局職員研修会(鹿児島県)</p>		<p>◇第40回委員会(東京都)</p> <p>◇太平洋北部会(東京都)</p>		<p>◇第41回委員会(東京都)</p>
その他					<p>◇第15期初会議</p> <p>◇第1回茨城海区部会</p>				<p>◇第2回茨城海区部会</p>			

## 第39回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

- 1 日 時 令和5年3月15日(水)午後1時30分  
 2 場 所 AP日本橋 Gルーム(web開催)  
 3 内容と結果

## (1)太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について(令和3年6月1日発動)

## ア 太平洋広域漁業調整委員会指示第44号(案)の概要

## (ア)くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

## (イ)くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限

1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

## (ウ)遊漁者による採捕の報告

遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を陸揚げした日から5日以内に水産庁に報告(現行は10日以内)

## (エ)遊漁者による大型魚の採捕の禁止

大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

## 期間指定の考え方

時期	R5年 4～5月	6月	7月	8月	9～12月	R6年 1～3月
数量	5トン	8トン	8トン	8トン	5トン	※

※おおむね40トンから全海区における令和5年4月1日から12月31日までの採捕数量の累計を差し引き、R4年度の超過分(2.6t)を差し引いた数量

## (オ)指示の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(2) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

ア 太平洋南部キンメダイの広域資源管理

2010年以降は減少傾向にあり、2021年には3,841トン。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2021年は約2.9万トン。親魚量は減少傾向であったが、2017年以降は、増加傾向に転じたとされている。

イ 今後のキンメダイの資源管理について

TAC魚種拡大に向けて令和4年9月に資源評価結果を公表（資源の状況と漁獲圧の状況との関係の推移や、資源の将来予測が客観的な形で示された）

2022年10月～12月浜周りキャラバンを実施

ウ 太平洋広域漁業調整委員会指示第45号（案）の概要

(ア) EEZ内の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行う。（太平洋の公海においては大臣許可、各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業）

(イ) 指示の有効期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) その他

ア 令和5年度資源管理関係予算について

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十四号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和五年三月十五日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 漁業者が漁業を営む場合
  - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
  - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から五日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

#### 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までとする。

#### 5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十五日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

## 1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以东の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

- (2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する人漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

## 2 操業の承認

規制海域において令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

## 3 承認証の交付及び備付け義務

- (1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。



- (2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

#### 4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

#### 5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

#### 6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

#### 7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年三月十五日から令和六年五月三十一日までとする。